

資金決済法の改正に伴う e n e p a s s（エネパス）利用者への情報提供について

2021年（令和3年）5月1日の資金決済法改正に伴い、利用者の保護に関する措置について、下記の通りお知らせいたします。

1. 法14条1項の規定の趣旨及び法31条1項に規定する権利の内容

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の2分の1以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することより資産保全することが義務づけられております。

万が一の場合、e n e p a s sの所有者は、法第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金から、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

2. 発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別

当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

- ・岡山地方法務局倉敷支局に金銭による供託をしております。

3. 発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針

e n e p a s sの盗難・紛失または滅失などに関して、当社は一切その責を負いません。管理には十分ご注意ください。

【お問い合わせ窓口】

赤澤屋株式会社

本社 岡山県倉敷市玉島阿賀崎1-4-11 TEL:086-522-5111
広島支店 広島県広島市佐伯区八幡東3-10-9 TEL:082-961-6811